

地域の実情に応じた多様な主体との連携強化 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

1. 第二期成年後見制度利用促進計画における地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

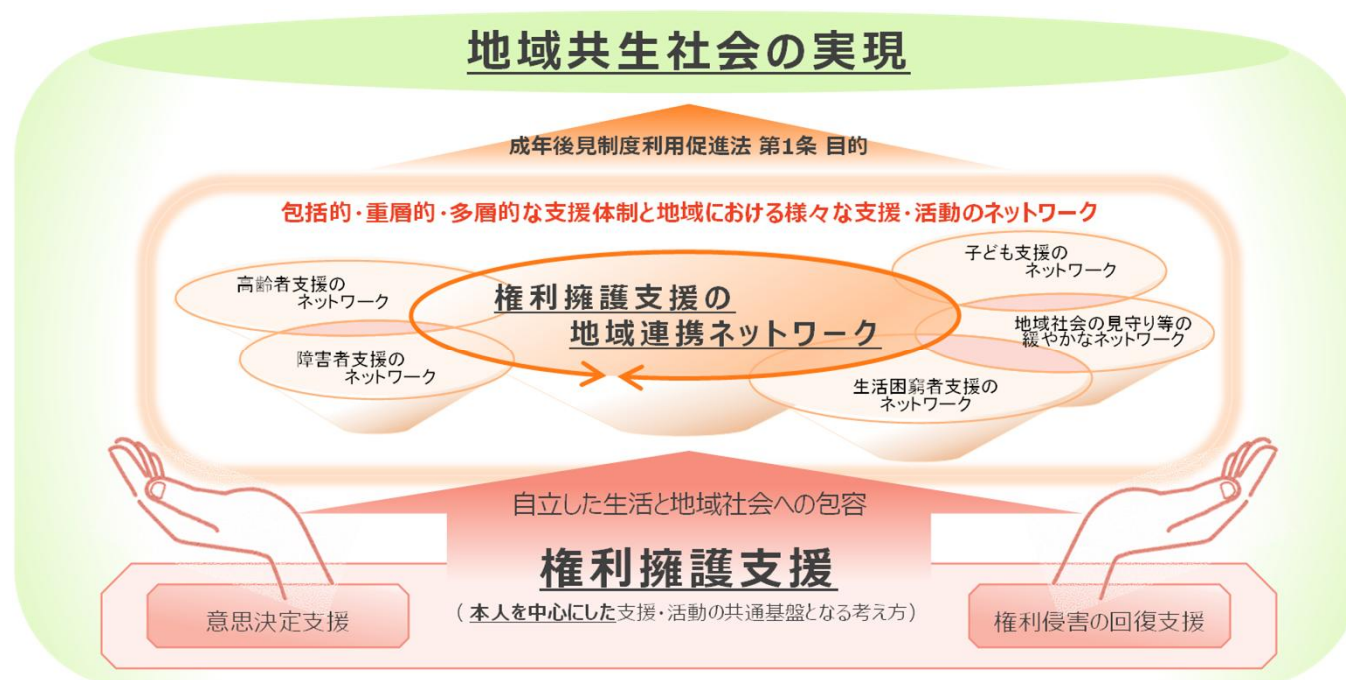
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。
地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

成年後見制度利用促進

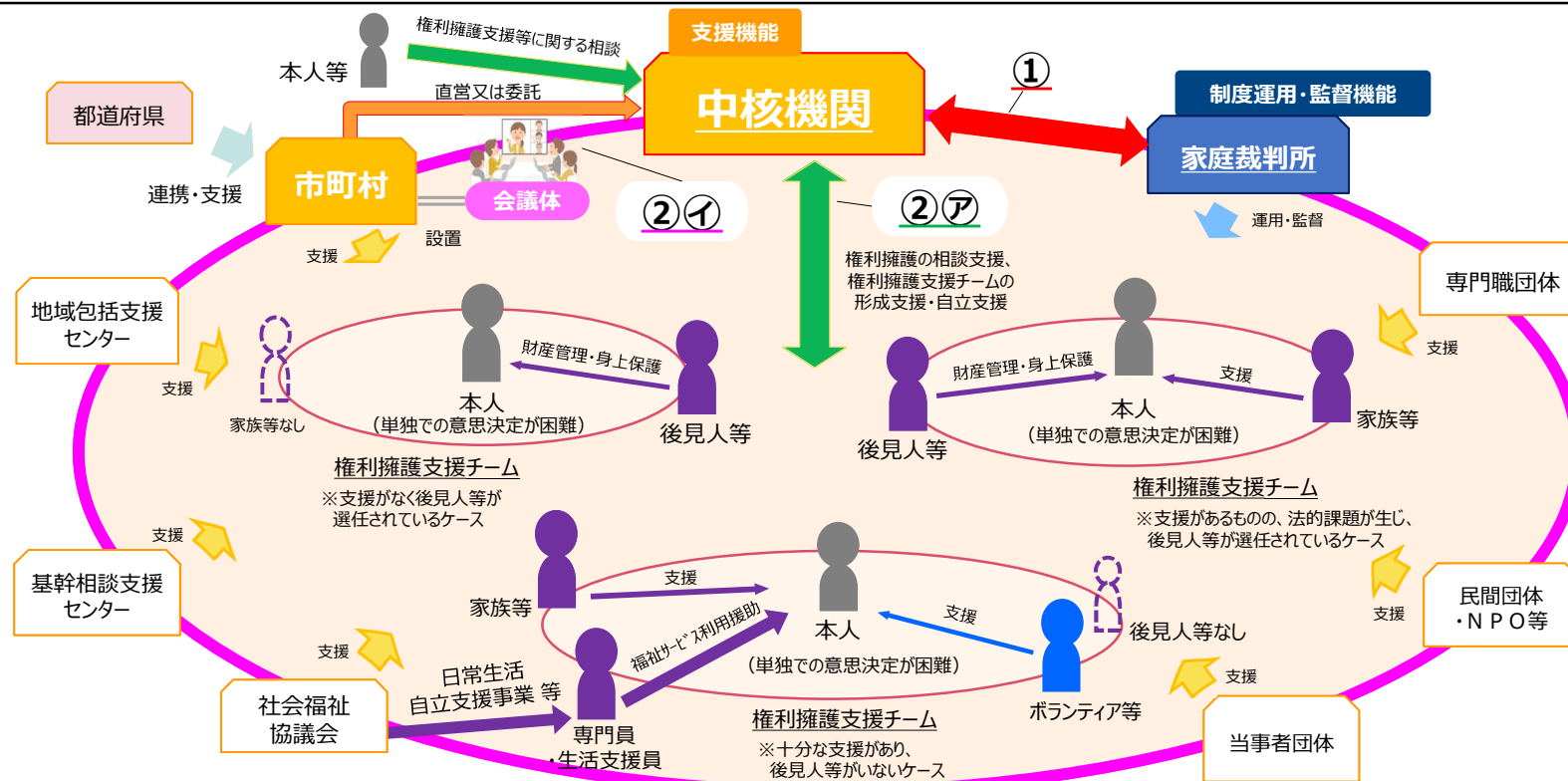
利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。



2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

- ① (今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、) 市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。
- ②ア 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。
- ②イ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務(会議体の運営等)。

(注) 中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

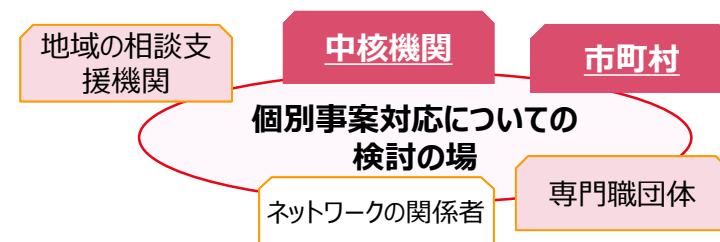
3. 第二期基本計画における協議会の位置付け

- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

市町村による協議会

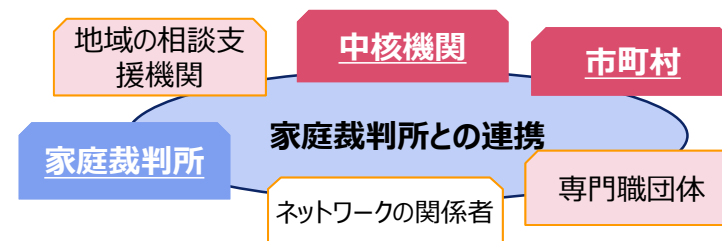
a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人等選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。



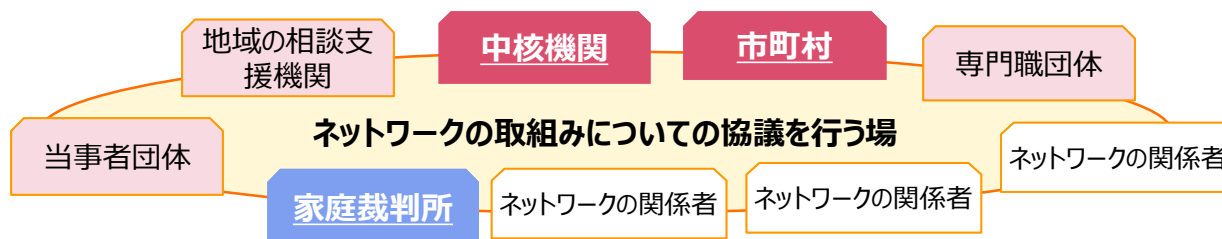
b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。



c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域連携ネットワークの機能を強化するための取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。

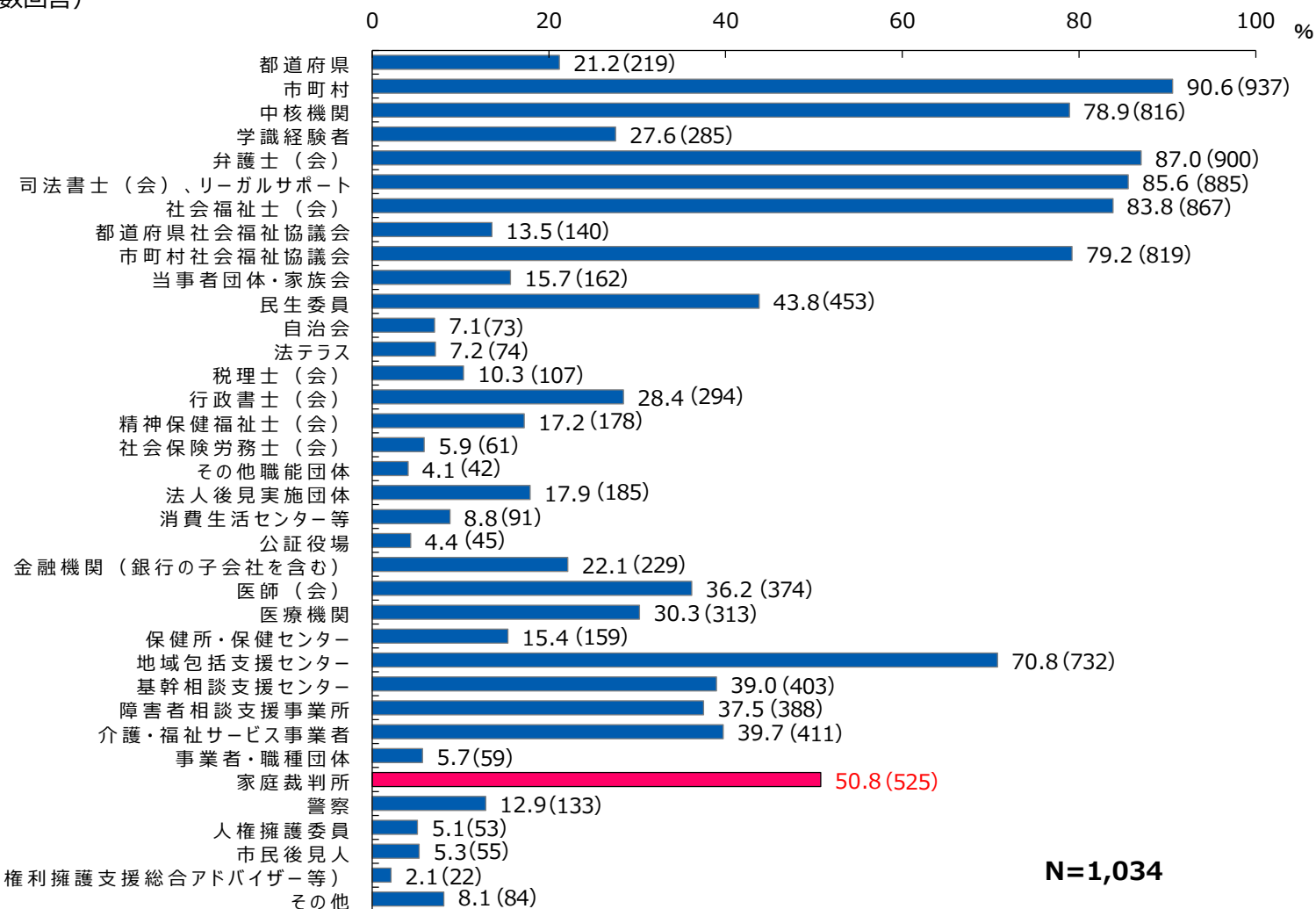


4. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況①

協議会を設置済みの市町村の半数程度で、家庭裁判所がオブザーバーとして参加しており、家庭裁判所との連携を協議会の場に組み込んでいる市町村は一定数見られる。

問：協議会の構成員、構成団体（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



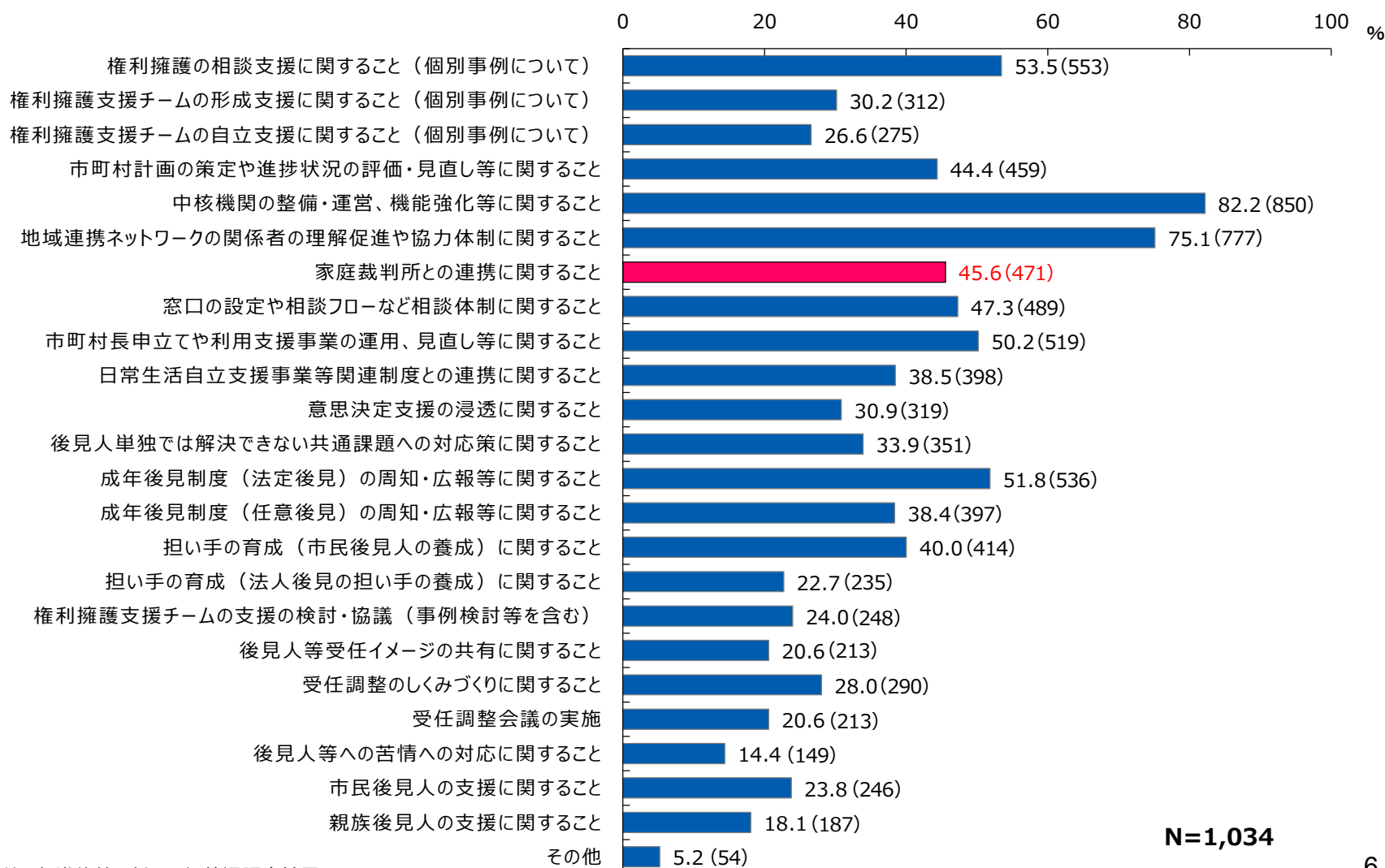
N=1,034

4. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況②

協議会においては、「家庭裁判所との連携」が検討事項に含まれるのは、協議会設置市町村の5割弱である。

問：協議会における検討事項（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

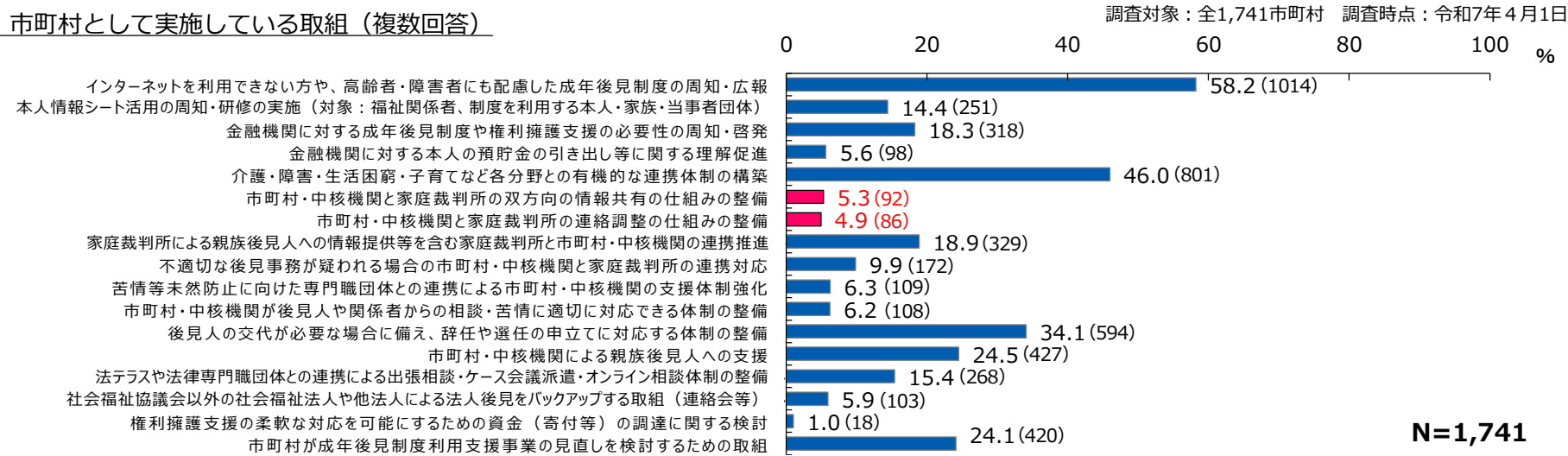


N=1,034

4. 市町村・中核機関における家庭裁判所との連携状況③

市町村における具体的な家庭裁判所との連携のための取組を見ると、「市町村・中核機関と家庭裁判所との双方向の情報共有の仕組み（福祉・行政等と家庭裁判所で適時・適切な連絡を可能とするための仕組み）」、「連絡調整の仕組み（意見交換会等の仕組み）」のいずれについても、実施割合は5%程度。

問：その他、市町村として実施している取組（複数回答）



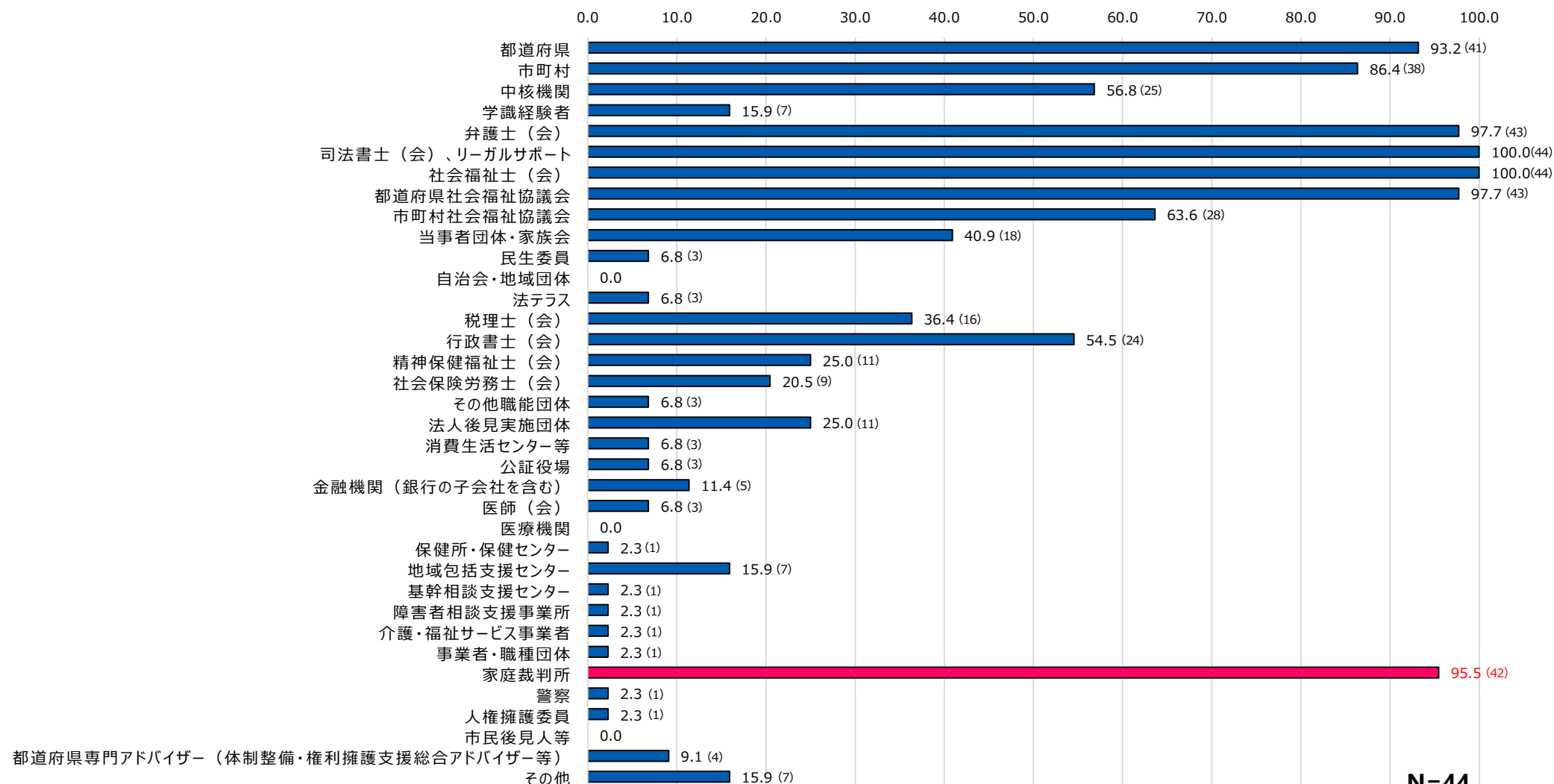
	中核機関整備済		中核機関未整備	
	N=1,340		N=401	
	件数	割合	件数	割合
インターネットを利用できない方や、高齢者・障害者にも配慮した成年後見制度の周知・広報	818	61.0	196	48.9
本人情報シート活用の周知・研修の実施（対象：福祉関係者、制度を利用する本人・家族・当事者団体）	226	16.9	25	6.2
金融機関に対する成年後見制度や権利擁護支援の必要性の周知・啓発	303	22.6	15	3.7
金融機関に対する本人の預貯金の引き出し等に関する理解促進	93	6.9	5	1.2
介護・障害・生活困窮・子育てなど各分野との有機的な連携体制の構築	640	47.8	161	40.1
市町村・中核機関と家庭裁判所の双方向の情報共有の仕組みの整備	85	6.3	7	1.7
市町村・中核機関と家庭裁判所の連絡調整の仕組みの整備	72	5.4	14	3.5
家庭裁判所による親族後見人への情報提供等を含む家庭裁判所と市町村・中核機関の連携推進	314	23.4	15	3.7
不適切な後見事務が疑われる場合の市町村・中核機関と家庭裁判所の連携対応	168	12.5	4	1.0
苦情等未然防止に向けた専門職団体との連携による市町村・中核機関の支援体制強化	106	7.9	3	0.7
市町村・中核機関が後見人や関係者からの相談・苦情に適切に対応できる体制の整備	107	8.0	1	0.2
後見人の交代が必要な場合に備え、辞任や選任の申立てに対応する体制の整備	534	39.9	60	15.0
市町村・中核機関による親族後見人への支援	402	30.0	25	6.2
法テラスや法律専門職団体との連携による出張相談・ケース会議派遣・オンライン相談体制の整備	230	17.2	38	9.5
社会福祉協議会以外の社会福祉法人や他法人による法人後見をバックアップする取組（連絡会等）	94	7.0	9	2.2
権利擁護支援の柔軟な対応を可能にするための資金（寄付等）の調達に関する検討	17	1.3	1	0.2
市町村が成年後見制度利用支援事業の見直しを検討するための取組	337	25.1	83	20.7

5. 都道府県における家庭裁判所との連携状況①

ほとんどの都道府県で協議会を設置しており、家庭裁判所がオブザーバーとして参加している都道府県は42都道府県である。

問：都道府県単位の協議会の構成員・団体（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



N=44

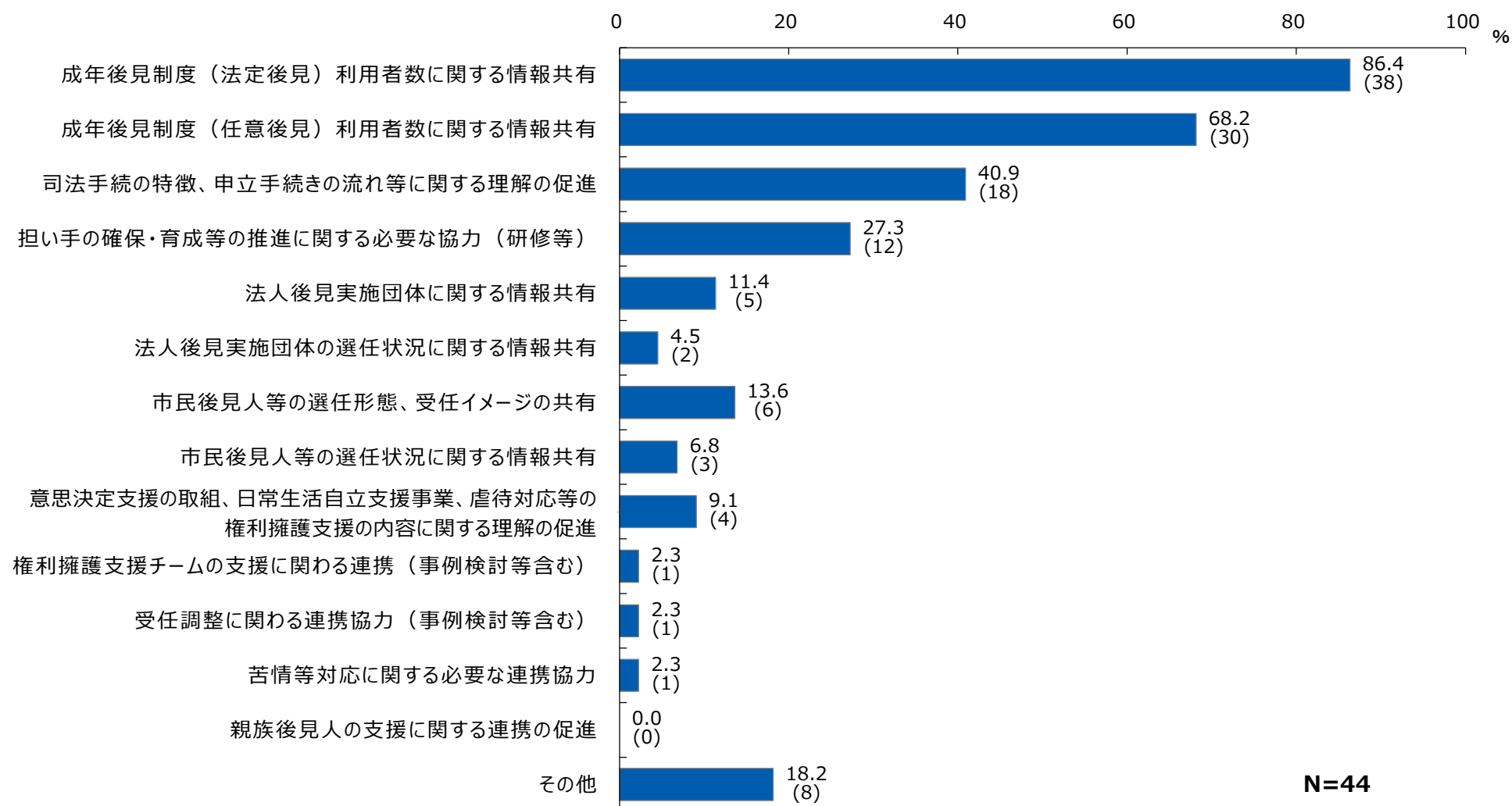
出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

5. 都道府県における家庭裁判所との連携状況②

協議会を設置している全ての都道府県で、家庭裁判所との情報共有や理解の促進など、何らかの連携が行われている。

問：都道府県単位の協議会における家庭裁判所との連携内容（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

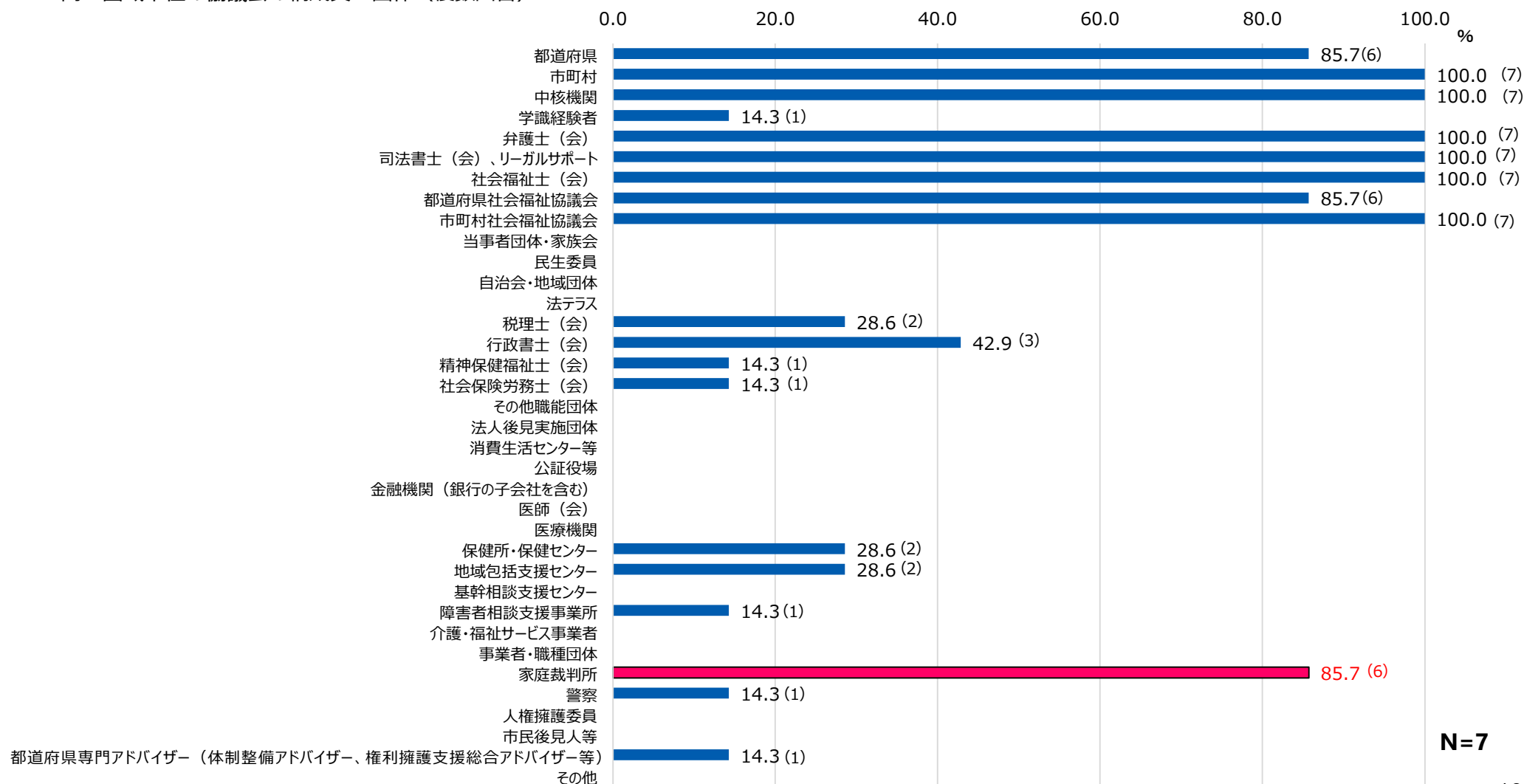


5. 都道府県における家庭裁判所との連携状況③

圏域単位の協議会を設置している都道府県のほとんどで家庭裁判所がオブザーバーとして参加している。

問：圏域単位の協議会の構成員・団体（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



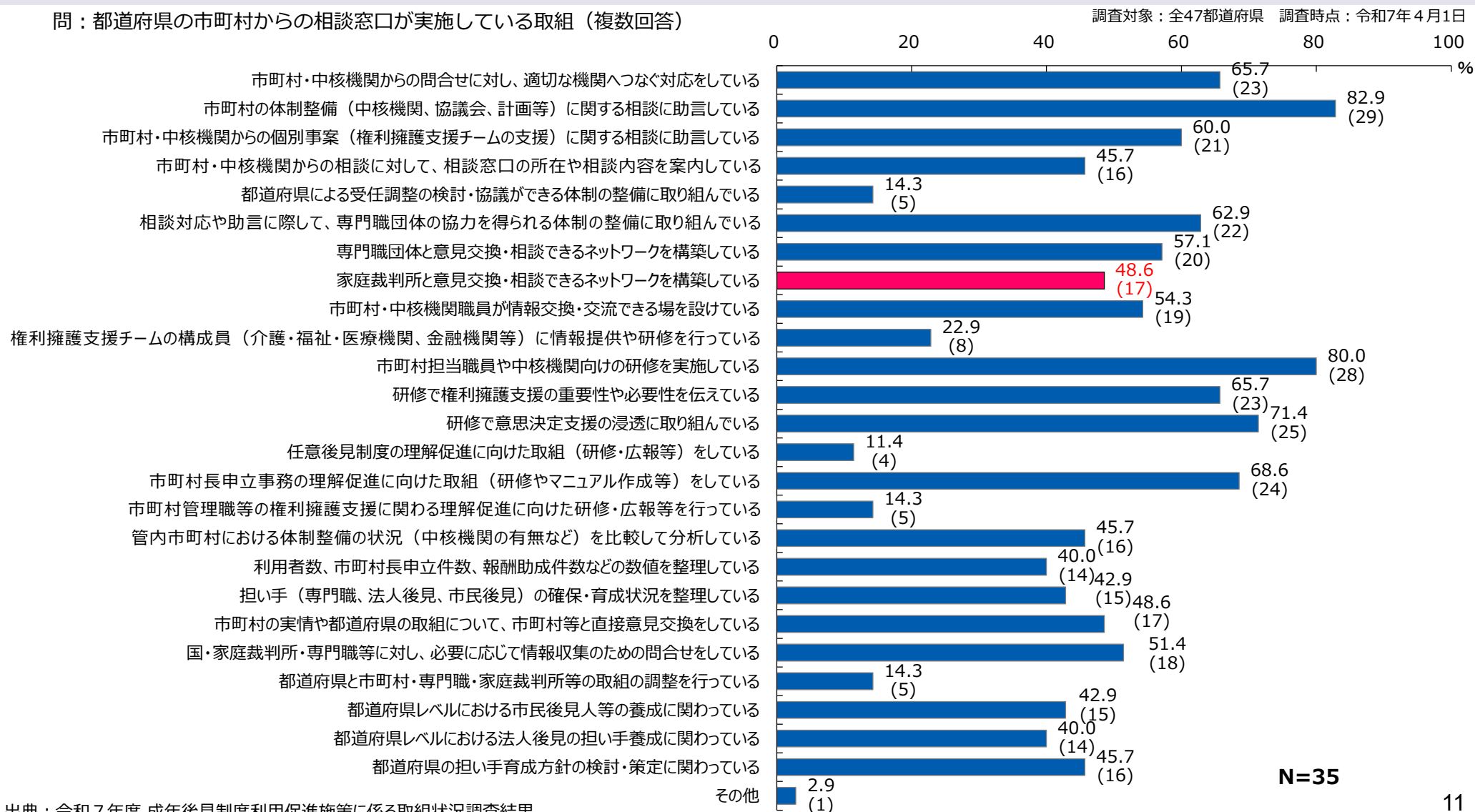
N=7

出典：令和7年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

5. 都道府県における家庭裁判所との連携状況④

市町村からの相談窓口を設置している都道府県は35都道府県であり、その内17の都道府県で家庭裁判所とのネットワーク構築に取り組んでいる。

問：都道府県の市町村からの相談窓口が実施している取組（複数回答）

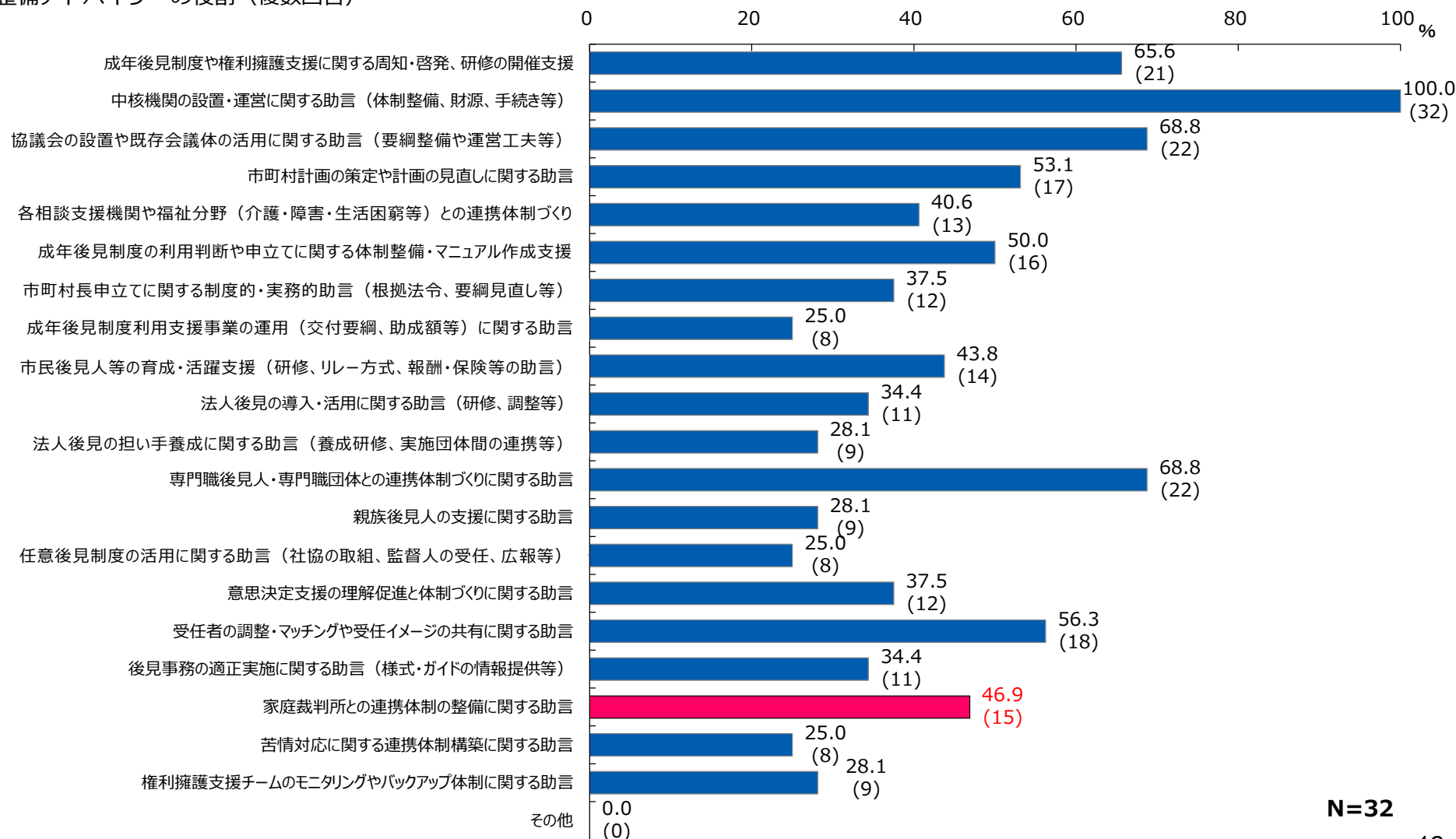


5. 都道府県における家庭裁判所との連携状況⑤

32都道府県で体制整備アドバイザーを配置しており、その役割に、家庭裁判所との連携に関する助言を含めている都道府県は15都道府県である。

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日

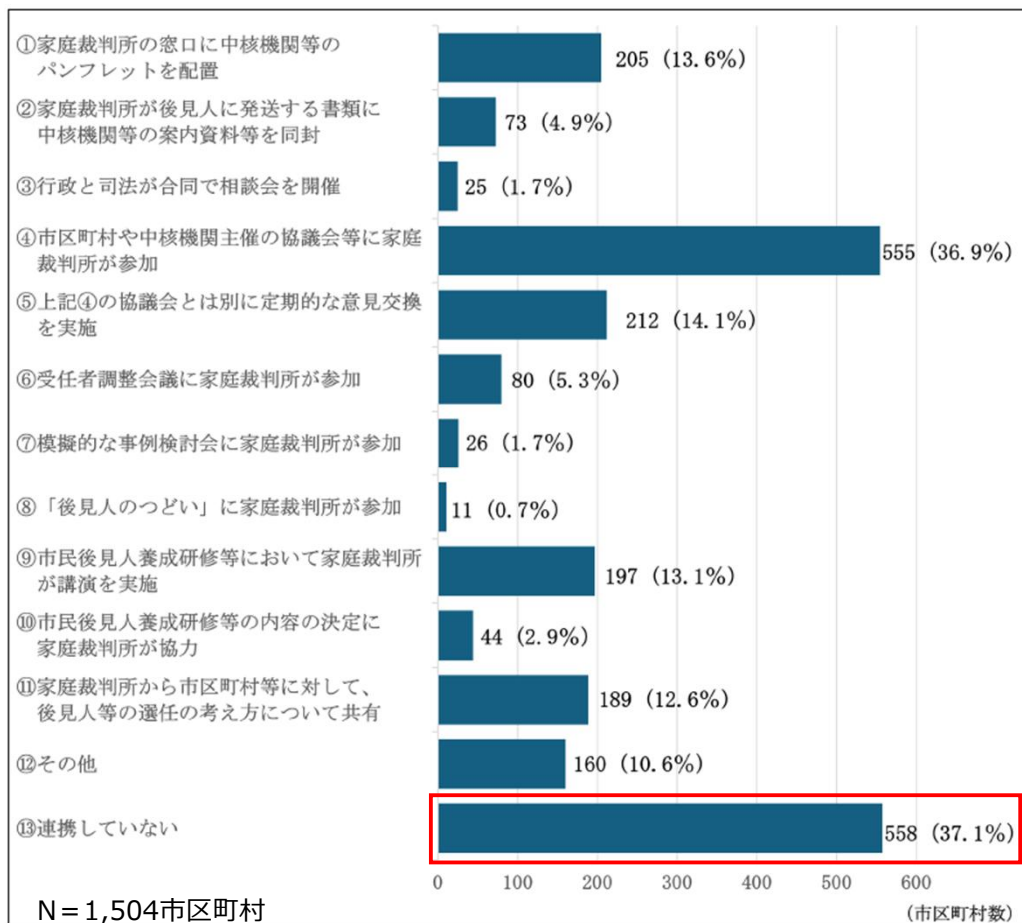


N=32

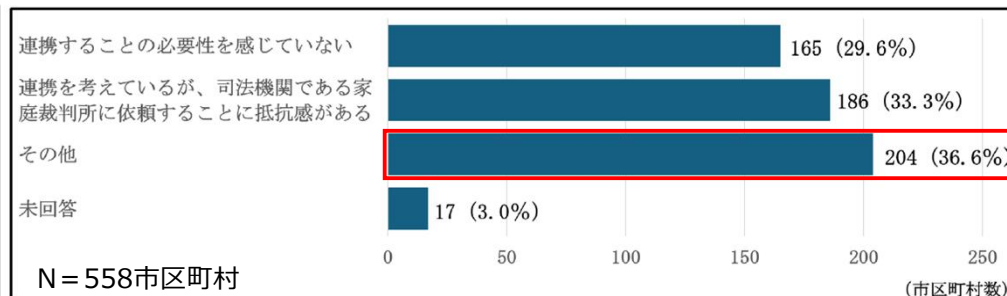
6. 中核機関と家庭裁判所の連携に関する調査結果 ①

定期的な意見交換の実施などの方法で家庭裁判所との連携が行われている市区町村もある一方、連携していない市区町村も相当数ある。連携していない理由としては、家庭裁判所に何ができるか分からない、調整内容が不明、具体的な連携方法が分からないなどが挙げられている。

市区町村及び中核機関と家庭裁判所の連携状況



家庭裁判所と連携していない理由



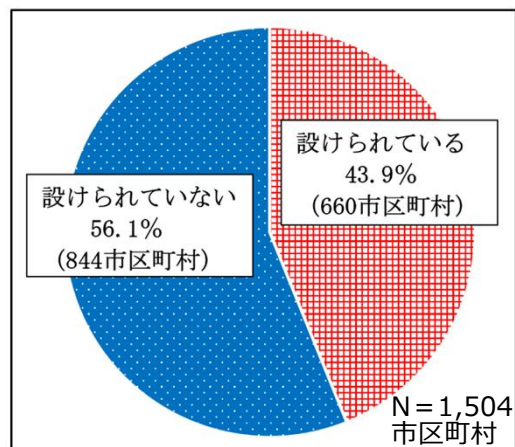
(家庭裁判所と連携していない) その他の理由

- 家庭裁判所も多忙であり余力がないとの認識でいる。連携する必要性は感じているが、家庭裁判所に何ができるか何ができないのかがよく解らない。
- 連携が必要と感じているが、どのような調整が必要なのか、どのようなことにご協力いただけるのか不明のため現在動いていない。
- 連携の必要性がないとは考えてはいないが、連携を行うに当たっての知識やマンパワー等が不足している。
- 必要性は感じているが、中核機関として成年後見制度利用の実績がなく連携まで行えていない。
- 連携するための具体的な方法が分からない。

6. 中核機関と家庭裁判所の連携に関する調査結果 ②

家庭裁判所との意見交換の場が設けられている市区町村では、意見交換を契機として具体的な連携に発展した例がある。

家庭裁判所と意見交換する場が
設けられている市区町村の割合



意見交換におけるテーマ例

- 市民後見人の取組
- 中核機関における受任者調整
- 後見人に対する苦情の対応
- 後見人選任における考慮要素
- 家庭裁判所（中核機関）の活動実績や活動方針

家庭裁判所との意見交換により具体的な連携に発展した例

都道府県が圏内市区町村と家庭裁判所との意見交換の場を設けることにより、市区町村と家庭裁判所の連携を促進している例

- 都道府県として市区町村と家庭裁判所が意見交換する場を設けたことにより、市区町村と家庭裁判所との間で日常業務において相談できる体制を構築することができ、首長申立手続や後見人受任者調整において、市区町村が家庭裁判所に直接相談できる体制を構築することができた。
- 都道府県内の一部の市区町村においては家庭裁判所が参加する協議会が未設置であること、市区町村と家庭裁判所が個別に意見交換会を実施している状況はみられないことから、都道府県単位の協議会において市区町村及び家庭裁判所を構成員とし、両者の連携を図っている。

意見交換を契機にチラシの同封につながった例

- 地域連携ネットワークの協議会において、市区町村から、誰が親族後見人であるのか分からず支援が難しいという課題を提起し、家庭裁判所に助言を求めたところ、家庭裁判所から、「他市区町村において、居住する親族後見人に初回に送付する書類の封筒に親族後見人支援に関するチラシを同封しているため、同様に対応することは可能である。」旨の発言があった。これを受け、家庭裁判所に対応を依頼しチラシを同封してもらうことになった。

意見交換により、制度案内について、家庭裁判所と中核機関の役割分担を整理している例

- 意見交換会において、家庭裁判所から、「市民から、制度利用についてどこへ相談に行ったらいいかわからないという意見が多い。裁判所の立場上、どの制度がよいか提案できないため困っている。」という課題が共有され、中核機関から、「成年後見制度以外の選択肢も含めて案内できるため、中核機関を相談先として提案して構わない。」との発言があり、まずは中核機関に相談するよう案内することで整理された。

市区町村の考えが家庭裁判所に伝えられるようになった例 ※ 作成者において一部語句改変

- 中核機関の運営委員会において、市長申立ての際、市長から家庭裁判所に対し、後見人に支援してほしい内容（例：債務整理、入所施設の選定など）を伝えた方がよいのではとの意見があり、後日、家庭裁判所に相談した結果、申立書類に添える形であれば差し支えないとの助言があり、市の考えが家庭裁判所に伝えられるようになった。

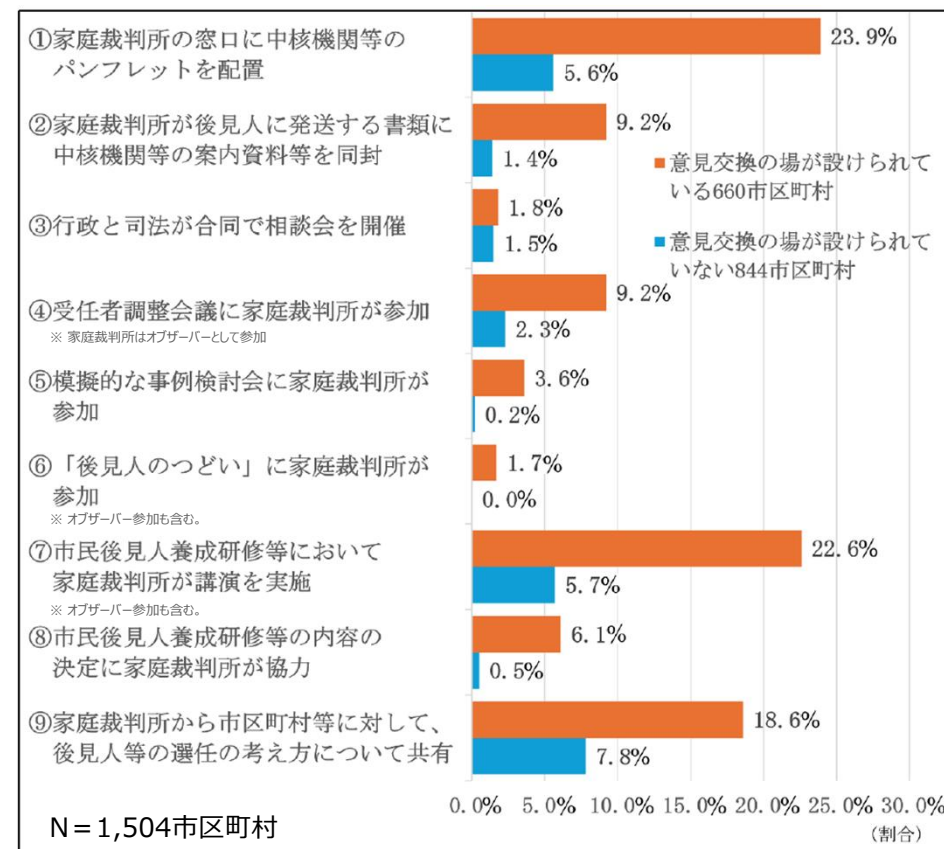
6. 中核機関と家庭裁判所の連携に関する調査結果 ③

都道府県が主導して広域で対応している事例もある。また、意見交換の場が設けられている市区町村では、意見交換の場が設けられていない市区町村と比べて、高い割合で家庭裁判所との具体的な連携が行われている。

都道府県が主導して広域で対応している事例

- 権利擁護ネットワークの整備及び中核機関の設置を検討している市町村を訪問し、担当課長及び担当者と意見交換を実施した。訪問の際には、権利擁護ネットワークの整備及び中核機関の設置の必要性について説明し、取組を検討するよう要請しており、都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所がオブザーバーとして、訪問に同行している。
- また、都道府県内の各圏域において、市町村担当者との情報交換会を定期的に開催している。この情報交換会では、市町村が直面している課題や先進的な取組事例及び国の動向を共有することができ、個別訪問だけでは得られない広域的な連携・情報共有の場として、中核機関の設置及び地域連携ネットワークの整備の促進に寄与している。
- 都道府県と家庭裁判所との連携を始めた当初、家庭裁判所は、国と地方公共団体の関係は上意下達であり、国が市町村に中核機関の設置を要請すれば、全国一律に設置されるものであると認識していたようであった。しかし、都道府県と一緒に家庭裁判所が数多くの市町村を訪問するにつれて、国と地方公共団体の関係は対等であり、中核機関の設置の主体は飽くまで市町村であるということを理解してくれるようになった。
- その結果、家庭裁判所は、市町村が整備している地域連携ネットワークの会議に積極的にオブザーバーとして参加してくれるようになり、市町村が抱えている課題等について、オブザーバーとしての立場で有益な意見を述べてくれるようになった。また、市町村職員等を対象とした都道府県が開催する研修において、首長申立ての手続の講演について講師派遣の依頼を受けてもらえるようになった。
- さらに、市町村においても、家庭裁判所が地域連携ネットワークの会議に積極的に参加してくれるようになったことにより、相互の役割を理解できたため、首長申立ての手続において疑義が生じた場合、これまでは都道府県を通じて照会していたものが、直接、家庭裁判所に照会するようになった。
- こうしたことから、家庭裁判所は地域連携ネットワークの会議に積極的に参画すれば、相互の役割が理解でき、利用促進に関して業務が円滑に進むと考える。
- 令和5年度及び7年度に県を5地区に分けて実施した圏域別情報交換会に家庭裁判所の職員が参加した。また、6年度はテーマ別市町村情報交換会を実施し、家庭裁判所の職員も参加している。

意見交換の場の有無と家庭裁判所と連携している市区町村の割合

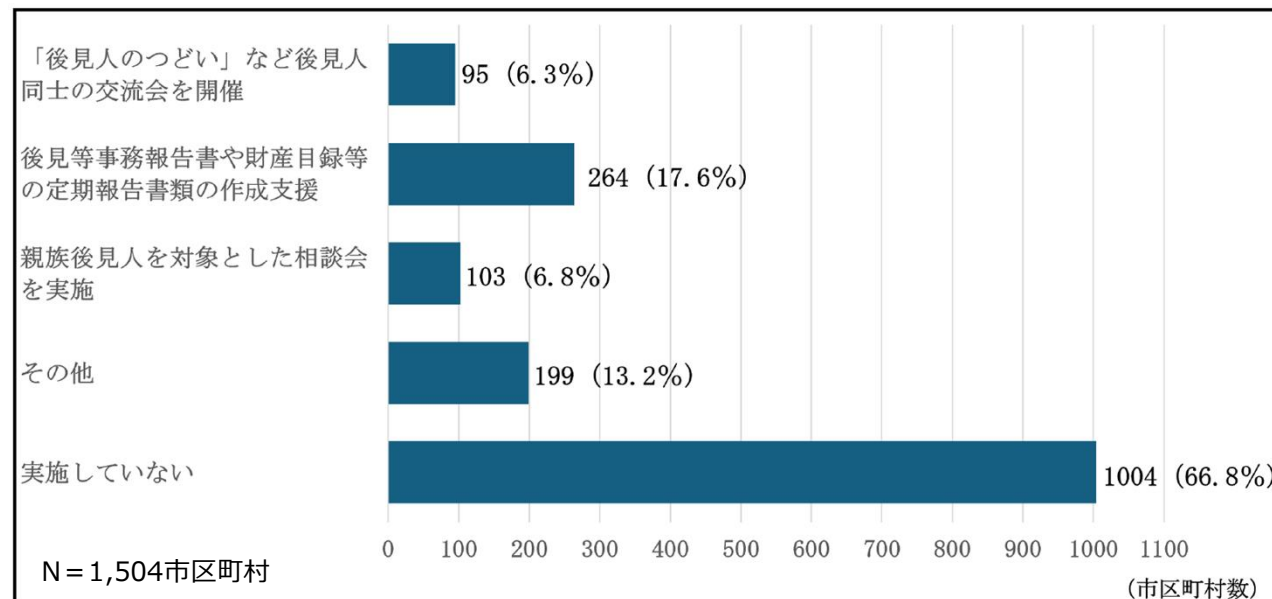


出典：総務省行政評価局「成年後見制度の利用促進に関する調査結果報告書」(令和8年7月)

6. 中核機関と家庭裁判所の連携に関する調査結果 ④

市町村及び中核機関では、親族後見人への支援に当たり、効果的な対象者の把握方法が分からないなどの点で苦慮している。他方、個別事案における裁判官の判断ではあるが、家庭裁判所が後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等を同封している例もある。

市町村及び中核機関における親族後見人への支援状況



(市町村及び中核機関が) 親族後見人支援に当たり苦慮している事項

- 初めて「親族後見人のつどい」を開催するに当たり、親族後見人の所在情報を有していなかったため、作成した開催案内のチラシをどこに配布すべきか分からず、個別に関係団体に対して周知を実施したが、結果的に参加した親族後見人は2名であった。
- 効果的な対象者の把握方法が分からないことから、アウトリーチ型の支援ができずに悩んでいる。
- 親族後見人への支援を行いたいと考えているが、親族間で手続を行うなど、中核機関を経由しないケースでは親族後見人の情報がなく苦慮している。

家庭裁判所が後見人に発送する書類に中核機関等の案内資料等を同封している例

- 地域連携ネットワークの協議会において、市区町村から、誰が親族後見人であるのか分からず支援が難しいという課題を提起し、家庭裁判所に助言を求めたところ、家庭裁判所から、「他市区町村において、居住する親族後見人に初回に送付する書類の封筒に親族後見人支援に関するチラシを同封しているため、同様に対応することは可能である。」旨の発言があった。これを受け、家庭裁判所に対応を依頼しチラシを同封してもらうことになった。
- 被後見人が市区町村内に在住するケースで親族後見人が選任されるケースや、親族後見人が市区町村内に在住するケースについては、後見開始決定の書類を親族後見人に送付する際、弁護士等による親族後見人専門相談の案内チラシを同封するよう家庭裁判所に依頼している。
- これまで親族後見人専門相談の案内は中核機関のホームページで周知を行っていたが、家庭裁判所から案内チラシを送付してもらったことにより、親族後見人から電話相談や専門相談が寄せられるようになった。

7. 実践事例（三重県伊賀市・名張市） 中核機関：伊賀市社会福祉協議会 -「後見人の集い」による後見人の相互交流の取組

取組内容

- 平成20年度より「後見人のつどい」を年2回、伊賀市・名張市にて開催、親族、市民後見人、専門職、法人の属性を問わず、成年後見人等を受任した人が参加しています。
- 「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。
- 弁護士や社会福祉士等の専門職が、親族後見人や市民後見人等が日々後見活動を続けていく中で、わからないこと、不安に感じる事等の相談にも応じる場となっています。

後見人のつどい

「後見活動の不安や悩みを解消したい・・・」
「後見人の仲間をつくりたい・・・」
「専門家の助言がほしい・・・」

「後見人のつどい」は、後見活動の悩みや不安を、後見人同士で語り合ったり、専門家の助言を受けることで少しでも解消し、よりよい後見活動につなげていくためのものです。当日は、弁護士や社会福祉士等が、日々、後見活動を続けていく中で、わからないこと、不安に感じる事等の相談にも応じます。日頃後見活動をされている方、ひとりで不安に感じている方、仲間づくりをしたい方、参加をお待ちしております。

【日時】 2020年2月20日（木）13:00～15:00

【場所】 上野ふれあいプラザ 3階 視聴覚室（伊賀市上野中町2976番地1）※裏面地図
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関等のご協力ください。

【対象者】 後見人もしくは被後見人が伊賀市・名張市の方

【申込み方法】 2月14（金）までに、下記までお申込みください。

【申込み・問合せ先】 伊賀地域福祉後見サポートセンター
〒518-0869 伊賀市上野中町2976-1
上野ふれあいプラザ3階（伊賀市社会福祉協議会内）
☎0595-21-9611 / FAX0595-26-0002
✉kouken@hanzou.or.jp

参加費
無料

参加申込書

申込者（後見人）氏名	ふりがな		
住所	〒		
電話番号	生年月日	T・S・H	年 月 日
被後見人（ご本人）との関係	親 ・ 子 ・ 兄弟姉妹 ・ 親族 ・ 第三者		
被後見人類型	補助 ・ 保佐 ・ 後見	活動開始時期	平成 年 月 頃より
被後見人の状況	在宅（同居・別居） ・ 施設入所 ・ 入院 ・ その他（ ）		

◆後見活動を行っているなかで、何か聞きたいことがあればご記入ください。

8. 令和6年3月「その手があったか！ 47都道府県 中核機関の取組事例集」発行

厚労省委託事業 令和5年度任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化・広報啓発一式（各種広報分）



権利擁護の相談支援機能に関する取組

権利擁護支援チームの形成支援に関する取組

権利擁護支援チームの自立支援に関する取組

中核機関の立ち上げ事例

都道府県の取組事例

地域連携ネットワークの強化に係る取組
P164~

家庭裁判所との連携体制の確保

- 市民後見人の選任増加に向け、**家庭裁判所との相互理解を強化**
(岩手県釜石市・遠野市・大槌町 釜石・遠野地域成年後見センター)
- 対面協議や電話で家庭裁判所とこまめに相談・情報共有**
(三重県伊賀市・名張市 伊賀地域福祉後見サポートセンター)
- 意見交換会や受任調整会議傍聴を実施し家庭裁判所と連携強化**
(鳥取県鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町 とっとり東部権利擁護支援センター)

9. 適切な支援を行うための多様な主体との連携①

第二期基本計画（抜粋）

「本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者等との連携も求められる。金融機関には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。」

民法改正

包括的な代理権・取消権を有する後見の制度等を廃止し、**本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）**に一元化



成年後見制度の見直しにより、包括的代理権・取消権を有する後見の制度による保護がなくなり、必要最小限の権限付与を基礎とした本人の自己決定を尊重する保護へと転換が図られる。これに伴い、消費者被害の防止については、補助の制度のみで対応するのではなく、地方消費者行政、地域福祉その他の見守り活動等との連携による権利擁護支援体制の強化が重要となると考えられる。

9. 適切な支援を行うための多様な主体との連携②

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号） による改正後の社会福祉法（抄）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 略

- 2 国及び地方公共団体は、地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との密接な連携の下に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3・4 略

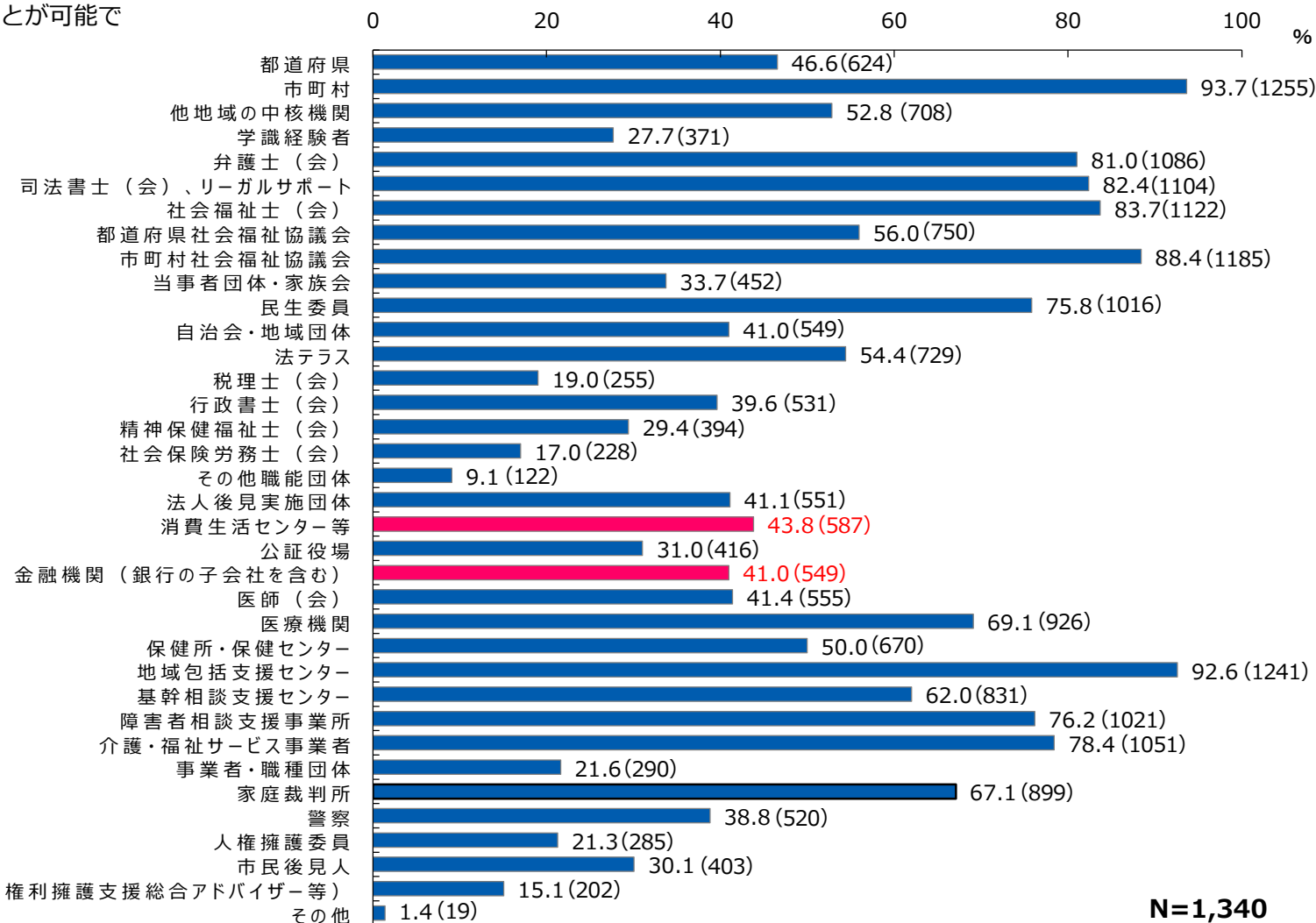
※ 下線が改正箇所

10. 適切な支援を行うための多様な主体との連携③ -消費生活センター等や金融機関との連携状況

中核機関を整備済みの1,340市町村において個別事案の支援にあたって連携可能な機関として、「消費生活センター等」と「金融機関」のいずれも4割程度となっている。

問：個別事案への支援において、現状のしくみや関係性で、中核機関が連携することが可能である機関・団体等（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



N=1,340

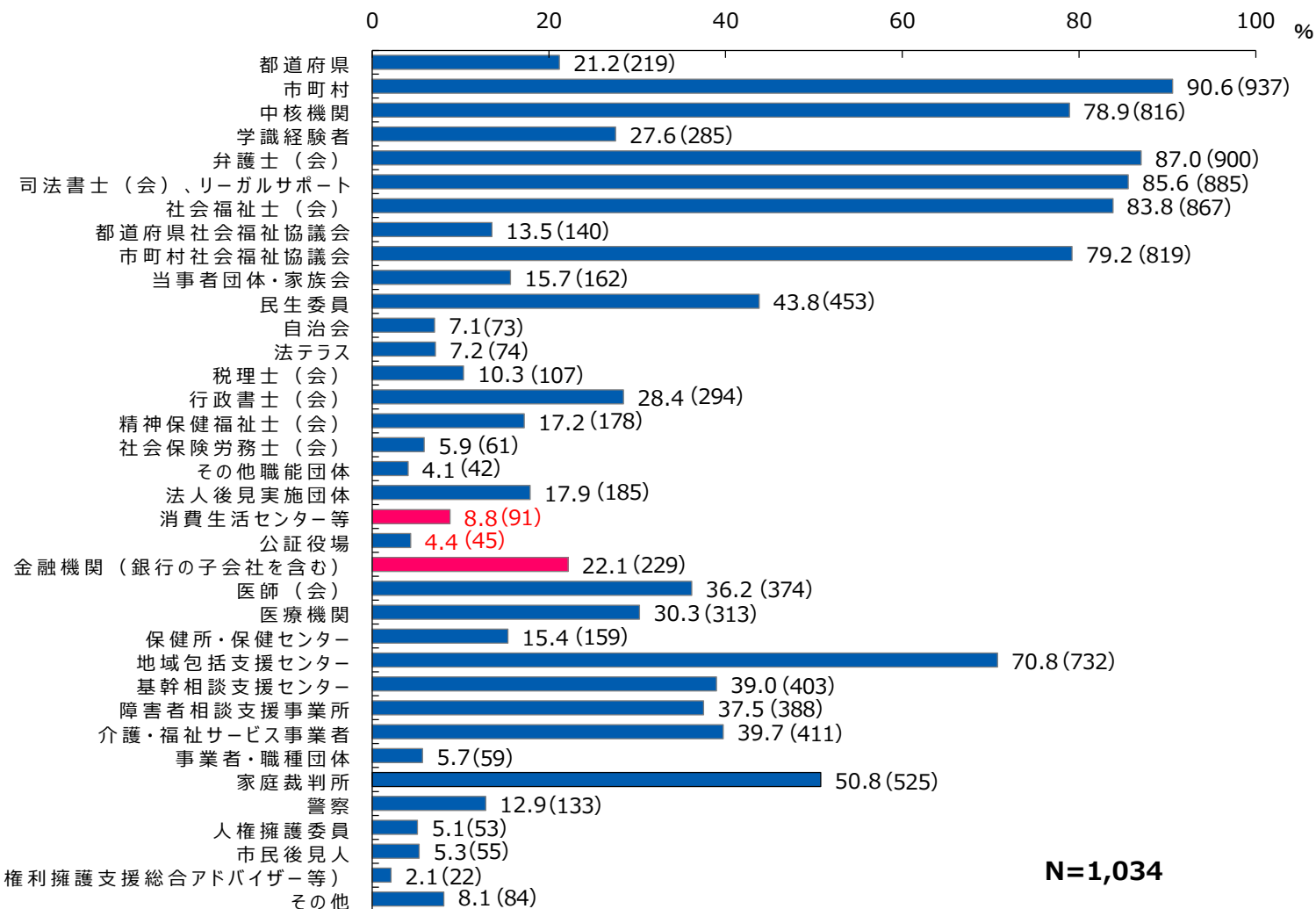
10. 適切な支援を行うための多様な主体との連携④

-市町村の協議会への消費生活センター等や金融機関の参加

協議会に消費生活センター等が参加している市町村は協議会設置済みの市町村の8.8%、金融機関は22.1%となっている。

問：協議会の構成員、構成団体（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



N=1,034

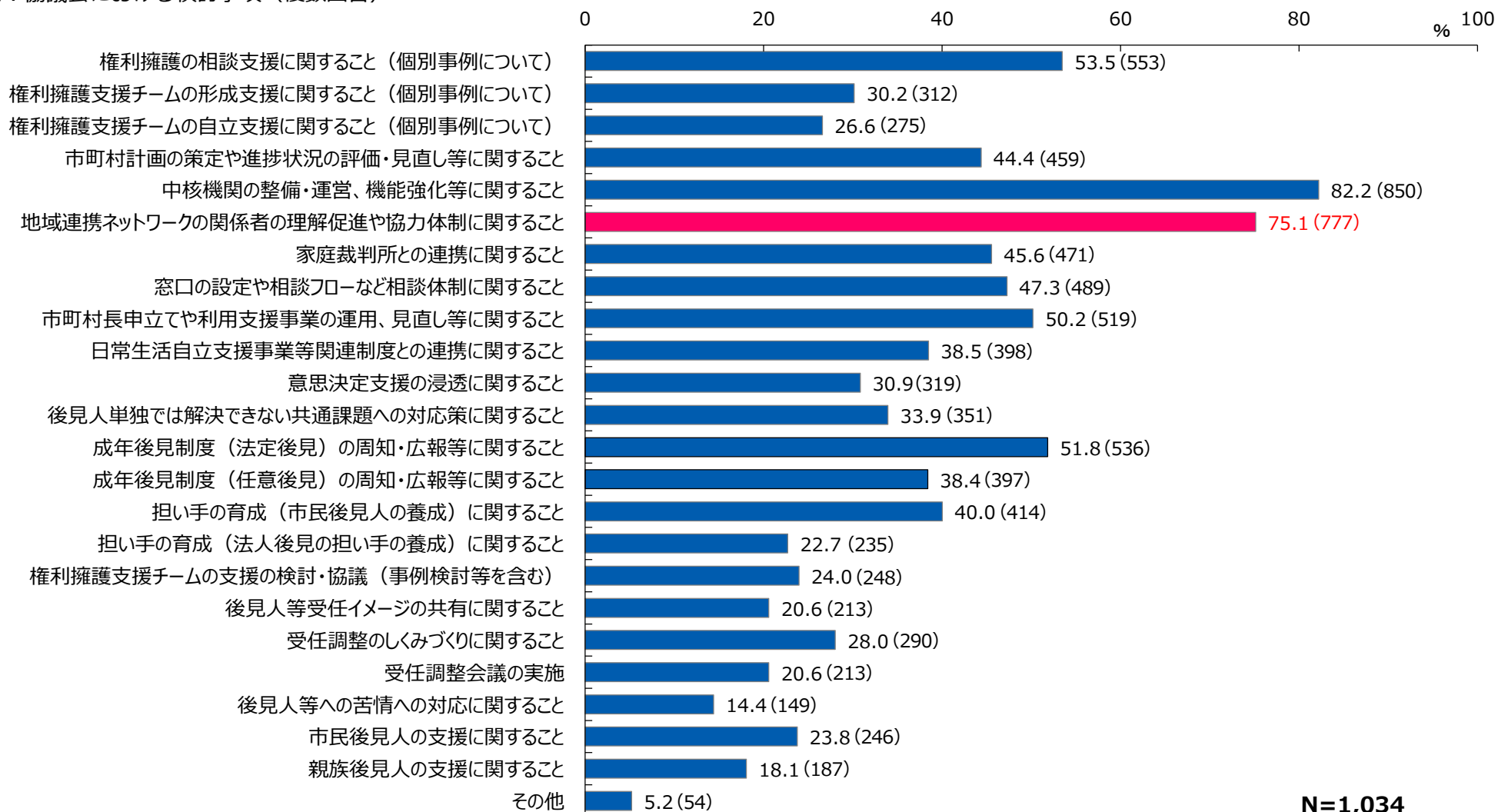
10. 適切な支援を行うための多様な主体との連携⑤

-市町村の協議会における検討事項

協議会における検討事項を見ると、地域連携ネットワークの関係者の理解促進や協力体制に関することを検討している市町村は協議会設置済み市町村の75.1%となっている。

問：協議会における検討事項（複数回答）

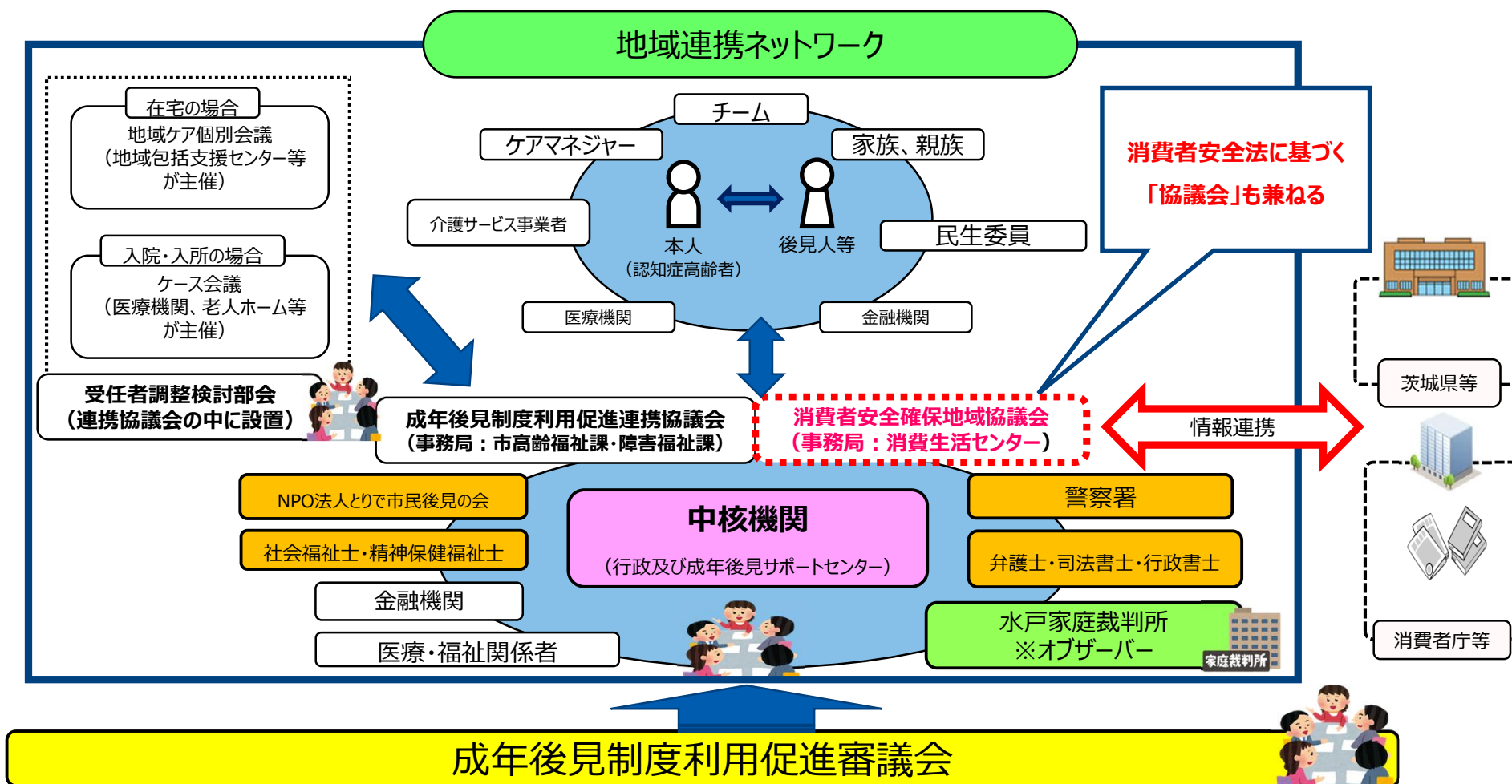
調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



N=1,034

10. 適切な支援を行うための多様な主体との連携⑥ -茨城県取手市「成年後見制度利用促進連携協議会」と「消費者安全確保地域協議会」を兼ねた協議会

- 成年後見制度利用促進連携協議会（事務局：市役所）と消費者安全確保地域協議会（事務局：消費生活センター）が協働。
- 協議会を作ることによって、消費生活センターはもとより警察との連携もより一層深めることができます。



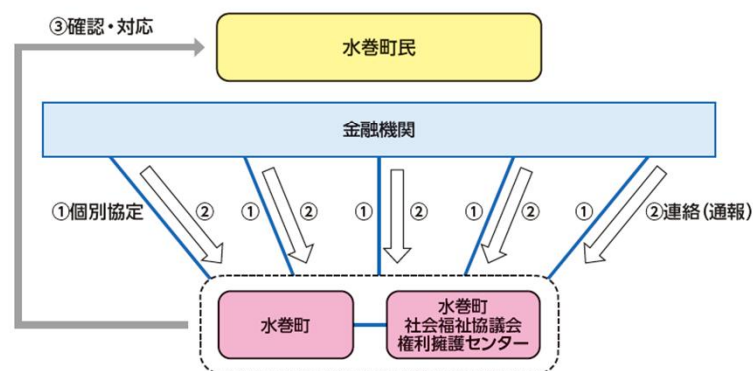
10. 適切な支援を行うための多様な主体との連携⑦

-福岡県水巻町 行政・金融機関・社協の連携プレーで支援体制を構築

工夫ポイント① 水巻町・社協・金融機関の地域連携ネットワーク

令和2(2020)年12月、水巻町・社協・金融機関の3者で「成年後見制度の利用促進に関する水巻町地域連携ネットワークづくり協定」を締結した。その背景には、病気や障害などで財産管理や日常生活に支障がある人々を社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっているものの、その人々を支えるための重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていなかったことがある。水巻町内の金融機関で、日常業務の中で高齢者や障害者などの「気になる状況(異変)」を発見したときには水巻町や水巻町社会福祉協議会権利擁護センター(以下、「センター」という。)に連絡してもらい、適切な対応ができるよう、協定を締結する運びとなった。金融機関とはもともと日常生活自立支援事業を通して連携体制があったが、協定の形で明文化することで互いに、より相談しやすい土壌を整えた。

■協定イメージ図



実際に、協定締結後は金融機関からの相談に変化が見られた。例えば、多額の現金を下ろしに来る方、通帳残高がないにも関わらず預貯金を下ろそうと何度も窓口を訪れる方、通帳の再発行を繰り返す方などがいたときには「どう対応すればよいか」と相談が来るようになった。金融機関の職員からの連絡をきっかけに社協の日常生活自立支援事業につなげたケースもある。あるお客さまが、しっかり受け答えができるものの、お金の管理のおぼつかないことを金融機関の職員が発見して社協に連絡したのだが、その後、大きな課題が潜んでいることが分かった。このケースは、協定があるからこそ、金融機関と社協が連携してその方のお金や生活を守る支援につなげられた好事例となった。

工夫ポイント② 窓口にとどまらず、街中に出向いて広報活動

センターでは金融機関と連携して周知活動を行っている。金融機関でチラシを置いてもらうとともに、窓口を訪れる高齢の方には声をかけてチラシを渡してもらえよう依頼している。また、金融機関のスペースを借りてブースを設置し、センターの担当者による出張相談会も行う。飛び込みの相談はあまりないが、金融機関を訪れる方の目に触れることで、「あれは何だろう」と気付いてもらい、センターの存在を知ってもらうことが目的だ。そうした取組を積み重ねていくうちに、「金融機関でチラシをもらったんだけど」と電話で問い合わせをいただけるケースも徐々に増えてきた。

その他にも、地域の民生委員などからの依頼で権利擁護啓発セミナーや出前講座を通じた啓発活動を行うなど、センター内にとどまらず積極的に街中に出て広報活動を行っている。



金融機関のお客さまや職員からの相談が増加

社協内での相談業務だけでなく、街中に出て出張相談会や後見人養成講座を行っていることが少しずつ実を結んでいる。金融機関の方に積極的にチラシの配布に協力してもらえているおかげで、「金融機関でチラシをもらったから」と電話で相談いただくケースが増えた。また、職員からも「窓口でこういう方がいらっしゃっているけれど、どうすればいいか」とダイレクトに相談が来るようにもなっている。金融機関でのお客さまとのやりとりを通じてキャッチした小さな異変を知らせていただくことで、その背後にある大きな課題を発見できることも少なくない。

相談体制についても、中核機関という外枠を作って相談窓口を設け、弁護士や司法書士の協力も得ながら相談回数を重ねる中で着実に中身が充実しつつある。窓口の見た目は変わらないが、業務を通して相談内容は少しずつ濃くなっている実感があると話す。今後は相談体制をブラッシュアップしつつ、他の関係機関にも成年後見制度について知ってもらえるよう、引き続き周知活動を行っていく。

10. 適切な支援を行うための多様な主体との連携⑧

-中核機関における金融機関との連携の取組例

金融機関との連携の取組例

銀行の入り口で、中核機関による成年後見制度の1日相談会を実施し、銀行との連携が深まりました。



成年後見制度についての研修を、銀行の職員さんを対象にして実施しました。併せて中核機関の周知も行いました。

直営包括支援センターが、銀行の職員さんを対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、相談窓口を周知しました。



金融機関の職員さんと、専門職後見人等の交流会を予定しています。このことにより、相互の立場の理解が深まることを期待しています。

金融機関で使用するよう成年後見制度と中核機関の紹介をするチラシを作成し、金融機関で配布してもらっています。



11. 中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の運営マニュアルの策定に向けた調査研究

令和8年度 社会福祉推進事業（事業実施団体：公益社団法人 日本社会福祉士会）

（１）目的

- 中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されることで、その役割が明確化され、その業務に関し、守秘義務等も課せられることが予定されていることを踏まえ、既存の中核機関の運営マニュアルの見直しを行う（地域権利擁護相談支援センター運営マニュアル）。
- 制度改正を機に、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運営できるようにするためのマニュアルとする。また、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等としても活用する。

（２）事業内容

- マニュアルの見直しに当たっては、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」と「作業部会」を設置し、地域権利擁護相談支援センターのコーディネート業務や会議の運営のあり方や守秘義務規定等を踏まえた留意点等を整理する。
- なお、第1期計画の内容からの所要の見直しのほか、今般の地域権利擁護相談支援センターの法定化が施行される令和9年4月に向けて整理すべき事項と、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みなどの民法等改正による成年後見制度の見直しの施行後に整理すべき事項を切り分けながら整理する。

（３）検討委員会

- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（都道府県・市・町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 専門職団体
- ・ 当事者団体

（４）作業部会

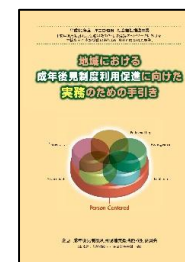
- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 一次相談窓口
（地域包括支援センター）
- ・ 権利擁護の実務経験者

（５）改定する既存マニュアル



平成29年度策定

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進体制整備委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）



平成30年度策定

厚生労働省 平成30年度社会福祉推進事業
成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク
における支援機能のあり方に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

12 現状・課題及び論点

現状・課題

- 地域連携ネットワークづくりに当たっては、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るといった観点から、地域の実情に応じて、多様な主体との更なる連携を図っていくことが重要。
- 市町村と家庭裁判所との連携については、民法等改正法の施行後の運用を見据え、より重要となると考えられる。
- 成年後見制度の見直しに伴い、特に消費者被害の防止については、多機関連携による支援が必要と考えられる。
- 今般の社会福祉法の改正においては、
 - ・地域の関係機関の協力・連携強化を図るために情報交換・連携体制の整備を行う会議体の設置を法定化するとともに、
 - ・地域福祉の推進に当たって、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策との連携に配慮する努力義務を規定している。
- これらの状況を踏まえつつ、市町村においては、地域権利擁護相談支援センターを中心として、多様な主体との連携を図りながら、本人の支援ニーズに対応した支援を行うための地域連携ネットワークづくりを引き続き推進することが必要。

論点

- 地域連携ネットワークにおいて、後見人等の支援を含めて求められる機能を発揮するために、市町村・地域権利擁護相談支援センターと家庭裁判所との連携をより進める観点から、必要な方策についてどのように考えるか。
- 消費者行政や金融分野を始めとして、どのような主体との連携を進める必要があると考えられるか。また、そのための方策について、どのように考えるか。